

国家戦略特区における
「日本版レギュラトリー・サンドボックス」制度の導入

平成29年5月12日
山本内閣府特命担当大臣提出資料

「日本版レギュラトリー・サンドボックス」制度の導入に向けた 特区諮問会議における民間事業者からの提案

(平成28年12月(第26回)・平成29年2月(第28回)開催)

南場 (株) ディー・エヌ・エー 取締役会長

「特区」ですら、「公道での実証」に、時間・場所の限定など多くの制約があり、関係機関との事前調整に煩雑な手続きを要する

事前規制や調整を原則必要としない形での実証実験を行える仕組みの創設

ゴーン日産自動車 (株) 取締役会長

2020年までに市街地での自動走行を行い、その後、完全自動走行を目指す

完全自動走行の実現のためには、天候、地形、交通パターンなど、
あらゆる条件の中で行うための柔軟な法規制の対応が必要

野波 (株) 自律制御システム研究所代表取締役 CEO

「第三者(人)上空飛行」が全く許可されない、長距離飛行時の安全管理が困難

特区を活用した「規制を緩和する仕組み」の創設
(関係機関との事前調整や第三者上空飛行許可・承認基準の緩和など)

牧浦仙北市近未来創造アドバイザー

電波法の特例を活用しても、実証に至るまで1年以上かかる

すべての特区でサンドボックスを適用し、実証までの時間を短縮すべき

国家戦略特区における追加の規制改革事項について（案）

第28回 特区諮問会議（平成29年2月21日）

1. 近未来技術の実証など、地方発のイノベーション推進

◇ 国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽引する「近未来技術の実証」を始めとする地方発のイノベーションを加速的に推進するため、地方創生の視点も含めた以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(1) 自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する「日本版レギュラトリー・サンドボックス」制度の創設など

- ・ 自動走行や小型無人機等の「近未来技術」の実証をより円滑かつ迅速に行えるよう、諸外国の「規制の砂場(レギュラトリー・サンドボックス)」を参考に、国家戦略特区において引き続き、実証実験を精力的に行うとともに、事後チェックルールの徹底等も含め安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続の抜本的見直しなどにより実証実験を迅速かつ集中的に推進するための具体的方策について、改正法案施行後一年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、特区において必要な措置を講ずる。
- ・ また、当該実証実験を実施しようとする民間事業者に対し、関係法令上の手続に係る各種相談や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行うことを旨とした、関係自治体や関係各府省から構成される「近未来技術実証ワンストップセンター(仮称)」を、区域会議の下に設置する。

国家戦略特別区域法 及び 構造改革特別区域法 の一部を改正する法律案の概要

近未来技術の実証など、地方発のイノベーションの推進

内閣府 地方創生推進事務局

自動走行・ドローン等の先端実証のための「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 最先端の実証実験等を迅速に行うため、安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続を抜本的に見直す。そのための具体的方策を、1年以内に検討・措置。
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。

革新的医薬品の開発迅速化

- ・ 日本発の革新的医薬品の承認・市販までのプロセスを格段に迅速化。

「焼酎特区」の創設 〈構造改革特区〉

- ・ 地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

【酒税法の特例】

外国専門人材の受入れなど、インバウンド・競争力向上

クールジャパン・インバウンド 外国専門人材の就労促進

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れ。
- ・ 企業等からの相談や事例分析等を行う「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置。

【入管法の特例】

農業外国人の就労解禁

- ・ 適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

【入管法の特例】

コンセッション事業者の 施設経営の自由度向上

- ・ 公共施設の運営事業者が、それを利用させる第三者を自ら決定できるよう、具体策を、1年以内に検討・措置。

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

小規模認可保育所の 対象年齢の拡大

- ・ 小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とする。

【児童福祉法等の特例】

地域限定保育士試験の 実施主体の拡大

- ・ 特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

【児童福祉法の特例】

テレワーク推進に向けた 相談拠点整備

- ・ 企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。

国家戦略特別区域法 改正案（抜粋）

－平成29年3月10日 閣議決定－

（自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助）

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条の三を第三十七条の五とし、第三十七条の二を第三十七条の四とし、第三十七条の次に次の二条を加える。

附則

（検討）

第二条

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国家戦略特区における近未来技術実証

自動走行

小型無人機(ドローン)

2015年1月 近未来技術実証特区検討会の開始

- 具体的プロジェクトの公募、必要な規制改革事項の抽出(道路交通法、航空法、電波法団体など)

2015年6月「『日本再興戦略』改訂2015」 閣議決定

・ **完全自動走行(レベル4)**の実現に向け、特区等において、**安全性に関するデータ収集等に必要公道実証実験**を積極的かつ安全に行うための環境を整備。

・ **区域会議**で意見聴取を行い、技術実証を速やかに行うための**必要な規制・制度改革**に取り組む。
・ **特定実験試験局制度**の**手続の迅速化**。

2016年 実証実験開始

2月 **藤沢市** 買い物支援(一般モニター参加)
3月 **仙台市** 災害危険区域での実証
11月 **仙北市** ハンドル及びアクセルの無い車両による地域の移動支援(一般モニター参加)



(2015年7月 **仙北市** デモンストレーション)
4月、11月 **千葉市** 宅配の実証
7月 **仙北市** 日本初の「国際ドローン競技会」(電波法の特例を活用)



2016年6月「日本再興戦略 2016」 閣議決定

・ 「レベル4」までの技術開発を目指すため、車内に**運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等**や、**ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行**などが、公道における実証実験として可能となるよう**所要の措置**を講ずる。

・ 必要な規制改革を伴う場合を含めた**実証実験等を高い頻度**で行い、その効果を検証していく。

2016年11月～国家戦略特区諮問会議での議論

「事後チェックルール」を徹底した、 いわゆる「サンドボックス制度」の導入

- **11月(第25回)、12月(第26回) 有識者議員提出資料**
(- 11月 自民党 経済構造改革に関する特命委員会 中間報告:「規制ゼロのフリーゾーン特区」)
- **12月(第26回) (株)DeNA 南場会長 ほか出席**

総理指示

国家戦略特区を更に一歩進め、自動走行やドローンなどの近未来技術の実証実験が、一層スムーズに、またスピーディに行えるよう、**安全性を確保しつつ、手続を抜本的に簡素化する仕組み**を直ちに検討してまいります。

- **2月(第28回) 日産自動車(株)ゴーン会長、(株)自律制御システム研究所 野波CEO ほか出席**

総理指示

技術革新が規制制度に阻害されないよう安全性を確保しつつ、事前規制や手続を抜本的に見直す「**サンドボックス制度**」を創設し、**そして自動走行やドローンなどの分野で、先行して導入**していきます。

2017年3月10日 今国会提出の改正特区法案に規定

「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 事前規制、手続を抜本的に見直すための**具体的方策**を、**1年以内**に検討、措置
- ・ 事業者向けに、**法令相談や手続代行**等を行う**センター**を設置

3月11日 **東京都 第1回サンドボックス分科会**

- 「羽田空港周辺」での実証実験の企画
- 制度設計開始

5月中(予定) **警察庁**「遠隔型の公道実証実験に対するガイドライン」を公表
(自然人による遠隔監視が前提)

6月 **千葉市**(予定) 約10kmの海上を飛行予定

